

●申請書の受付期間は、4月15日(水)～10月15日(木)

「定額給付金」と「子育て応援特別手当」を給付します

定額給付金 政策企画課・TEL224-6377

子育て応援特別手当

子育て支援課・TEL224-5821

定額給付金は、家計への生活支援と地域の経済対策を目的として、市民の皆さんに給付するものです。なお、給付は世帯主に対して行われます。

子育て応援特別手当は、多子世帯の幼児教育期における子育ての負担に配慮することを目的として給付するものです。なお、給付は世帯主に対して行われます。

●一人当たりの給付額＝二万二千元

●一人当たりの給付額＝三万六千元

*ただし、生年月日が昭和十九年二月二日以前の方と平成二年二月二日以後の方は、二万円。

平成2年4月2日以降に生まれた子が2人以上

●対象となる方チェック

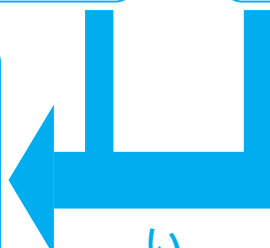
●対象となる方チェック

平成21年2月1日現在、次のいずれかに該当する方
①川越市の住民基本台帳に記録されている
②川越市の外国人登録原票に登録されている(短期滞在者・不法滞在者を除く)

平成2年4月2日以降に生まれた子から、年齢順に数えて第2子以降で、平成14年4月2日～同17年4月1日に生まれた子

はい
平成21年2月1日現在の住所地で申請してください

はい
平成21年2月1日現在、次のいずれかに該当する方
①川越市の住民基本台帳に登録されている
②川越市の外国人登録原票に登録されている(短期滞在者・不法滞在者を除く)



定額給付金の対象です

子育て応援特別手当の対象です

いいえ
対象ではありません

いいえ
平成21年2月1日現在の住所地で申請してください

「定額給付金」について詳しくは、専用ダイヤル (TEL224-8600)にお尋ねください

受付日時

4月14日(火)～5月31日(日)：月～金曜日 午前9時～午後7時
土・日曜日、祝日、休日 午前9時～午後5時
6月1日(月)～10月15日(木)：月～金曜日 午前9時～午後5時

子育て応援特別手当の申請書は、郵送されない場合があります

子育て応援特別手当の対象になっても、扶養関係にある平成29年4月2日以降に生まれた第一子と別居している場合は、申請書は郵送されません。
子育て支援課（本庁舎二階）に、扶養の確認できる書類（保険証など）、振込口座の通帳・印鑑を持参し、申請してください。

●「定額給付金」と「子育て応援特別手当」が給付されるまで

* 内は、対象となる方にしていただくことです。

* 申請の際に提供された個人情報、ほかの目的で使用しません。

対象となる世帯主に申請書などを郵送

* 4月13日(月)に、発送します。

* 届くまで数日かかる場合があります。

* 届かない場合は、ご連絡ください。

市で申請書などのチェック

* 記入漏れや必要書類の不備があった場合は、郵送で問い合わせをします。

市から、給付の決定通知書を発送

指定された口座に振り込み

* 申請してから、一か月から一か月半程度かかります。
* ゆうちょ銀行の場合、二か月から三か月程度かかります。

申請書が届いたら

- ① 申請書に必要事項を記入
- ② 申請者（世帯主）が確認できる書類の写し（運転免許証・パスポート・年金手帳など）
- ③ 振込口座の通帳の写し

①～③を返信用封筒に入れて、
4月15日(火)～10月15日(木)（消印有効）に郵送

入金されたことを必ず確認してください

「振り込め詐欺」や「個人情報の照会」にご注意ください！

「定額給付金」や「子育て応援特別手当」の給付を装った、振り込め詐欺や個人情報の照会にご注意ください。

- ① 「定額給付金」や「子育て応援特別手当」に関して、市や国などが現金自動預け払い機（ATM）の操作をお願いすることはありません
- ② 「定額給付金」や「子育て応援特別手当」に関して、手数料の振り込みを求めることはありません
- ③ 「定額給付金」や「子育て応援特別手当」に関して、世帯構成や口座番号などの個人情報を電話でお尋ねすることはありません